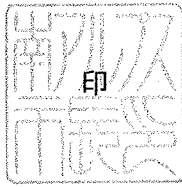


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
 (事務局: 気候変動対策認証センター)

平成24年10月30日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
山梨県南アルプス市 小水力発電導入による温室効果ガス削減事業 ~南アルプス市の清らかな水からの「J-VER」創出プロジェクト~			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	山梨県南アルプス市(ヤマナシケンミナミアルプスシ)		
事業者名(フリガナ)	山梨県南アルプス市小笠原376番地		
住所	中込 博文	代表者役職	市長
代表者氏名	樋泉 孝司	担当者 所属部署・役職	総合政策部 地球温暖化対策室 副主幹
担当者氏名	hikoji@city.minami-alps.lg.jp	担当者電話番号	055-282-7409
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	山梨県南アルプス市		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	山梨県南アルプス市 (ヤマナシケンミナミアルプスシ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0102
プロジェクト登録日	2011 年 4 月 27 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>南アルプス市では地球温暖化対策として様々な観点から事業を推進しており、特に本市の豊かな自然環境を利用した「再生可能エネルギー」の積極的な導入を行ってきた。再生可能エネルギーの導入の1事業として南アルプスの山々から湧き出る水と急峻な地形を利用した「小水力発電所」の整備を行い、平成22年2月より稼動を始めている。</p> <p>今回この「金山沢川水力発電所」から発電される電力のうち、本市の公共施設で使用している自家消費電力分について認証を受けてオフセット・クレジット(J-VER)化を目指す。</p> <p>また、創出したクレジットを販売することにより新たな温暖化対策事業の財源に充てるほか、地域の農産物に付加し「オフセット農産物」として農業に活用するなど、地域活性化の事業を検討していく。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>ポジティブリスト No. E 015 に基づき、以下の適格性基準の条件 1~4 を満足している。</p> <p>条件 1: 金山沢川水力発電所によって生成した電力を市の公共施設(3箇所)に使用することにより、東京電力(株)から供給されている系統電力の一部を代替している。</p> <p>条件 2: 金山沢川水力発電所の設備規模については、最大出力 100kw である。</p> <p>条件 3: 平成22年1月18日付け平成21・12・25関東第98号にてRPS法に基づく「新エネルギー等発電設備」の認定を受けている。</p> <p>条件 4: 本事業による投資回収年数については概ね20年を想定している。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>「砂防法」における指定地域内行為(山梨県: H20.7.22 許可)、及び「河川法」における水利利用(国交省: H21.1.20 許可)が該当し、いずれも法令に基づき申請し許可を得ている。</p> <p>【採用技術】</p> <p>クロスフロー水車(MAVEL 社、型式: G4.018/8g、出力規模: 109kw)、及び三相誘導発電機(MAVEL 社、型式: 1R355M2-10PTC、出力規模: 100kw)を採用し、本プロジェクトを実施している。その他の機器には、検定付の普通電力量計を採用している。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【モニタリング方法】

(1) ベースライン排出量(小水力発電による電力利用がない場合の系統電力使用量、すなわち小水力発電のうち、プロジェクト実施場所へ提供される電力量)

- ・プロジェクト実施場所(3箇所)へ提供する小水力発電電力量:小水力発電全体の発電量と、東京電力㈱へ売電する電力量との差から求める。
- ・小水力発電全体の発電量:検定付電力量計により、担当者が実測する(パターン B)。
- ・売電する電力量:検定付電力量計により東京電力㈱が検針し発行する受給電力検針票に基づき担当者が把握する(パターン B)。

(2) プロジェクト排出量(小水力発電設備の運営に必要な系統電力使用量)

- ・東京電力㈱からの購入伝票(低圧/従量)により担当者が把握する(パターン A-1)。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

ベースラインシナリオ、排出削減量の算定、ベースライン排出量の算定、プロジェクト排出量の算定、共に全て、方法論No.015に準拠した以下の算定式を用いている。なお、他制度において電気価値以外として認証されている価値は本プロジェクトでは存在しない。

(1) 排出削減量の算定: $ER_{水,y} = BE_{水,y} - PE_{水,y}$

(2) ベースライン排出量の算定: $BE_{水,y} = (EG_{水,系,y} + EG_{水,自,y}) \times CEF_{電,y}$

(3) プロジェクト排出量の算定: $PE_{水,y} = PE_{運,電,y} + PE_{運,化,y}$

【モニタリング体制】

(1) ベースライン排出量

- ・小水力発電全体の発電量:検定付電力量計により担当者(電気管理技術者)が実測する。実測値は定期的に月報(管理報告書)として地球温暖化対策室担当者に報告する。地球温暖化対策室担当者は月報数値の確認と共に、モニタリング報告書を作成する。
- ・売電する電力量:東京電力㈱が検針し発行する毎月の受給電力検針票に基づき、地球温暖化対策室担当者が数値の確認と共に、モニタリング報告書を作成する。

(2) プロジェクト排出量

- ・東京電力㈱からの電力購入伝票(低圧電力用、従量電力用)に基づき、地球温暖化対策室担当者が数値を把握すると共に、モニタリング報告書を作成する。

【QA / QC 体制】

(1) 教育訓練

委託で報告を受ける小水力発電全体の発電量データについては、当初の報告時に地球温暖化対策室の職員が随行し、報告データを確認するなど取り扱いの指導を行う。モニタリング体制については地球温暖化対策室内で打合わせをおこない、体制の確認を行う。

(2) 情報の保管

モニタリング作成におけるデータについては、書類又は電子データとして一括「地球

	<p>温暖化対策室」において管理をおこない、いつでもデータの確認ができる体制を整える。</p> <p>(3) データの確認</p> <p>小水力発電全体の発電量データについては、管理報告書と計測数値の写真を用意する予定であったが、毎月の数値確認は管理報告書のみで充分であると判断しモニタリングを行なった。J-VER創出の基準日となるモニタリングについては職員が現地において数値の確認及び写真撮影を行なう。</p> <p>全体のデータに関して、必ず複数の職員によるチェックにより数値の確認を行う。また疑義が生じた場合等については現地のメータを確認するなどの対応を行う。</p> <p>(4) 内部監査</p> <p>毎月の確認したデータを取りまとめた管理表を使い収集データ及び算定値に不明な点が無いかをチェックを行なう。</p> <p>特に算定期間が変わり、排出係数を変更しデータを作成する場合には複数担当者による確認作業を行う。</p> <p>(5) 測定機器の維持・管理</p> <p>電気設備については専門の「電気管理技術士」に委託を行い、管理をおこなっている。</p> <p>設備に不具合が生じた場合は速やかに対応するよう関係者との連携を構築する。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>				
<p>モニタリング結果概要²</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>				
<p>適用モニタリング方法 ガイドライン</p>	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.4.0</p>				
<p>適用方法論</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 1834 632 1895"> <p>方法論番号</p> </td> <td data-bbox="632 1834 1476 1895"> <p>E015 ver.3.0</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1895 632 1951"> <p>方法論名称</p> </td> <td data-bbox="632 1895 1476 1951"> <p>小水力発電による系統電力の代替</p> </td> </tr> </table>	<p>方法論番号</p>	<p>E015 ver.3.0</p>	<p>方法論名称</p>	<p>小水力発電による系統電力の代替</p>
<p>方法論番号</p>	<p>E015 ver.3.0</p>				
<p>方法論名称</p>	<p>小水力発電による系統電力の代替</p>				

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

モニタリング結果							
モニタリング期間		2011年 4月 1日～ 2012年 3月31日					
＜方法論R001・R002・R003のみ＞							
モニタリング対象面積							
排出削減・	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
吸収量	t-CO2				56		56
認証依頼削減・吸収量		56 t-CO2 ³					

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>山梨県南アルプス市</u></p>
	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: <http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上